

法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム の教材コンテンツ作成、利用および共有に関する規程

本規程は、法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム（以下コンソーシアムという）の会則第12条に従い、幹事大学および参加大学の教材コンテンツの作成、利用および共有に関して規定するものである。

第1条（目的）

幹事大学および参加大学は、コンソーシアム会則の目的を達成するため、自らの費用において法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成課程における実務技能教育の向上を推進するための教材（以下教材コンテンツという）を作成し、その相互利用を図るものとする。

第2条（使用許諾）

- 1 教材コンテンツを利用しうる者（以下利用当事者という）は、運営委員会が特に認める場合を除き、幹事大学、参加大学およびPSIM コンソーシアム会則第14条に規定する認定利用者に限られる。
- 2 利用当事者は、教材コンテンツの利用に当たって、次の条件に従うものとする。
 - (1) 利用当事者は、当該教材をPSIM コンソーシアムに提供した当事者（以下提供当事者という）の教材コンテンツを会則の目的以外に使用してはならない。
 - (2) 利用当事者は、提供当事者の教材コンテンツを利用した場合、その利用結果として、教材コンテンツに対する評価・提言、実務技能教育により高い効果を供する利用方法、確認された不具合等について報告し、コンソーシアムの当事者で共有する。

第3条（利用可能状態の確保）

- 1 教材コンテンツのうち著作権を含む情報については、提供当事者は利用当事者が当該情報を使用することについて、著作権者から使用許諾を得る等、利用できる状態を確保するものとする。また、提供当事者は利用に当たって改変制限、複写制限、使用後回収等の制限がある場合には、それらの制限を明示した形で教材コンテンツを提供しなくてはならない。
- 2 提供当事者は、自らが提供する教材コンテンツが第三者の権利等を侵害することがないように必要な措置を講じなくてはならない。提供後に教材コンテンツ

が第三者の権利等を侵害し、またはそのおそれがあることが判明した場合、当該教材コンテンツの提供当事者は、利用当事者に対して当該教材コンテンツの使用を停止すること、複製物を含む配付済みの当該教材コンテンツを回収することを指示する等、権利侵害を回避するための措置を講じなければならない。

第4条 (著作権の帰属)

- 1 提供当事者は、教材コンテンツの提供にあたり、その著作権の帰属を明示しなくてはならない。
- 2 提供当事者が提供する教材コンテンツに係わる著作権の全部または一部が、第三者に帰属する場合、当該提供当事者は、以下の各事項につき、当該第三者の事前承諾を得ることを要する。
 - (1) 当該提供当事者が代表して本会則の範囲内で当該教材コンテンツを管理すること
 - (2) 当該教材コンテンツが本会則の主旨に従って使用されること
 - (3) 当該教材コンテンツに係わる権利が本条第3項乃至第5項に従って権利処理されること
- 3 教材コンテンツと利用当事者の知的財産等の組み合わせから得られる新たな著作物に係わる権利の帰属は、元の教材コンテンツの著作権者とする。この場合、当該著作物の作成者は、自らの著作にかかわる部分について、元の教材コンテンツの著作権者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。但し、当該著作物は、本会則の定めるところにより、元の教材コンテンツと同様の使用が許諾されるものとする。
- 4 本規程第2条に規定される報告内容に係わる権利の帰属およびその利用条件等は、運営委員会において協議のうえ決定することとする。
- 5 本条に規定された事項以外は、著作権法等の法令により判断されるものとする。
- 6 本条第2項に該当する場合、当該提供者は、自己の責任において当該第三者からの承諾を得るものとし、また両者間の内部権利関係を処理するものとする。

第5条 (受領情報の扱い)

- 1 参加大学、または認定利用者は、本規程の有効期間の満了、脱退、またはその他の規程等により参画資格を喪失した場合、本規程の履行に係わり受領した教材コンテンツを含むすべての情報（以下受領情報という）につき本規程に規定されている利用権を失う。

- 2 脱退する参加大学、参画資格を喪失する認定利用者は、その脱退または参加資格喪失の日に受領情報を返還しなければならない。但し、返還することができない情報は破棄しなければならない。
- 3 本規程の有効期間満了時の参加大学の受領情報に係わる権利および義務については、会則第10条第4項に規定する検討により決定されることとする。

第6条 (脱退した参加大学に帰属する教材コンテンツの扱い)

参加大学が脱退の日までに提供した教材コンテンツは、本規程の有効期間満了の日まで本規程第2条に規定される使用が許諾されるものとする。

第7条 (提供された教材コンテンツの扱い)

本規程の規程により提供された教材コンテンツは、有効期間満了時に提供当事者に返還されるものとする。但し、本規程が延長されまたは後継コンソーシアムが開始される場合、次に掲げる教材コンテンツ等の扱いについては、会則第10条第4項に規定する検討により決定されることとする。

- 1 当該コンソーシアムに参加する提供当事者が提供した教材コンテンツ
- 2 前号に規定する以外の提供当事者が提供した教材コンテンツを元にした本規程第4条第3項に規定する著作物
- 3 本規程第4条第4項に規定する報告内容
- 4 その他特に運営委員会が定めるもの

第8条 (協議事項)

幹事大学及び参加大学は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本規程を履行するものとする。本規程に疑義が生じた場合、または、規程にない事態が生じた場合には、信義誠実の原則に従って協議するものとする。

附則 本規程は、令和5年12月2日より施行し、有効期間は会則の有効期間と同様とする。